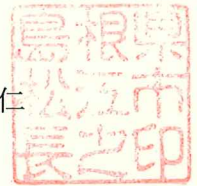


松江市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要綱（令和 3 年松江市告示第 464 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 9 月 22 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後						改正前							
別表第 2(第 3 条関係)						別表第 2(第 3 条関係)							
1 区分	2 整備区分	3 種目	4 補助基準額	5 補助対象経費	6 補助割合	1 区分	2 整備区分	3 種目	4 補助基準額	5 補助対象経費	6 補助割合		
放課後児童クラブ(1支援の単位あたり)	創設及び改築	本体工事費	1 創設及び改築	略	創設又は既存の放課後児童クラブの定員を増やう整備は、補助対象経費の 23 / 24 の額(千円未満切り捨て)以下略	創設及び改築	整備区分	本体工事費	1 創設及び改築	略	創設又は既存の放課後児童クラブの定員を増やう整備は、補助対象経費の 11 / 12 の額(千円未満切り捨て)以下略		
			2 略						2 略				
		賃借料加算	7,271 千円					賃借料加算	6,658 千円				
	拡張	本体工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合	略		略	略	略	本体工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合		略	略
			2 改築に際して仮施設を整備する場合							2,473 千円			
		3 略	3 略										
大規模修繕	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略		
		略							略				

附 則

この告示は、令和 5 年 9 月 22 日から施行し、この告示による改正後の松江市放課後児童クラブ施設整備補助金交付要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。